

新県立中央図書館整備事業設計業務委託
に係る公募型プロポーザル

実施要領

令和3年10月

(10月29日修正)

静岡県

「新県立中央図書館の提案競技に向けて」

“ふじのくに” 静岡県は、富士山と共にある生活の中で自然はもちろん文学や芸術から演劇活動まで長く続く力を秘めてきている。「新県立中央図書館」はそうした文化再生の拠点として県民のたくさんの記憶が継がれつつ生活の中で様々な関わりを持つ場となる。次なる新しい時代を生きるための社会と共にあるコミュニケーションの場であり、情報の場である。人々は今日、公共建築にこれまでのように共に活動する公共の場としてだけでなく、一人一人が自由でそれぞれの存在を認め合い共在する場でもあることを求めている。広い原っぱで読書したり、歌ったり、昼寝をしたり、子供と遊んだり、体を動かしたりしているような風景を見る時、人々の自由さを見る思いがする。ここに私は人々の生き方の新しいあり様をみる。また自由さを得る場はそれなりの身体的に快適な環境として開かれている必要がある。新しい図書館が移転する東静岡エリアに新しい文化拠点と言えるような環境デザインを導入して全体のあり様を再定義する様な建築コンペティションとなることを期待している。

新県立中央図書館では、これからの時代に向かう新しい図書館を実現したいと考え、参加資格を低く抑えるとともに、参加者の負担軽減に配慮し、挑戦しやすい発注方式をつくり、「静岡型プロポーザル」として幅広い提案を求めている。コストと性能を担保しつつも建築が目指すべき価値の実現に向けて提案者からより良い考えを柔軟に受けるプロポーザルとした。

脱炭素化社会に向かう中で、自然・環境についての思考、また新型コロナウイルスの後の新しいライフスタイル建築についての考えなども導入して、これからの建築のあり方を提案いただけることを願いつつ、多くの建築家の方々の参加を期待しています。

新県立中央図書館整備事業設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会

審査委員長 長谷川 逸子

1 公募型プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、新県立中央図書館整備事業設計業務を委託するに当たり、広く技術提案を募集し、最も優れた技術提案書を提出した者を当該業務の受注候補者として特定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務委託名

新県立中央図書館整備事業設計業務委託（以下、「本設計業務」という。）

(2) 業務の内容

新県立中央図書館整備事業に伴う基本設計及び実施設計

別紙「新県立中央図書館整備事業設計業務委託要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）における「設計業務に関する要求水準」を基本とし、受注候補者と協議により決定する「新県立中央図書館整備事業設計業務委託特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結の翌営業日から令和5年9月20日（水）限り。ただし基本設計は令和4年9月末日限り。

(4) 契約限度額

719,290,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

うち前払金額215,700,000円を限度とする。

(5) 支払時期

業務完了時とする。ただし前金払い請求する場合は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を県に寄託すること。

3 参加要件

本プロポーザルに参加する者の必要な要件は、次に掲げる事項とする。ただし、(4)の規定を満たしていない場合、(4)に示す担当課に申請し、本要領5(2)ウ(ア)の提出期限までに認定を受けていること。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

(2) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、建築関係建設コンサ

ルタント業務部門で建築一般業務に係る競争入札参加資格の認定を受けているものであること。なお、認定に係る担当課は下記のとおり。

入札参加資格認定担当課：静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

電話：054-221-3057 FAX：054-221-3562

メールアドレス：kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp

(5) 次のアからオまでに掲げる者に該当しないこと。

ア 審査委員会の委員

イ 本プロポーザルにおける事業アドバイザー

(ア) 事業アドバイザーは次の通り

a 東北大学大学院工学研究科教授 小野田 泰明

ウ アの委員及びイの事業アドバイザーが自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

エ 県の組織に所属する者

オ 本業務に関連し、県が実施している新県立中央図書館整備事業設計者選定等アドバイザー業務委託の受注者（以下、「発注支援事業者」という。）又は発注支援事業者の関連企業でないこと。

(ア) 本業務に関連する発注支援事業者は次の通り

a 明豊ファシリティワークス株式会社 東京都千代田区平河町二丁目7番9号

(イ) 関連企業とは、資本面若しくは人事面において次に掲げる a～e のいずれかに該当する者をいう。

a 発注支援事業者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者

b 発注支援事業者の資本総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

c 発注支援事業者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者

d 発注支援事業者が、資本総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

e 代表権を有する役員が、発注支援事業者の代表権を有する役員を兼ねている者

(6) 配置予定技術者

次の条件を満たすものを各 1 人ずつ配置することとし、本プロポーザルにおける配置予定技術者の兼任は認めない。

ア 建築設計統括技術者（管理技術者）

(ア) 一級建築士であること。

(イ) 以下の建築物に関する業務を建築設計統括技術者（管理技術者）又は建築設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること（前所属企業での経歴を含む。）。

a 平成 18 年 4 月 1 日から公告日の前日までの間に、以下の(a)から(d)のいずれかの建築物（複合用途建築物含む。）の新築の基本又は実施設計業務を完了した実績を有し、かつ、(e)の建築物の新築の基本又は実施設計業務を完了した実績を有すること（(a)から(d)が国又は地方公共団体が発注した建築物の場合は(e)の要件を兼ねることができる。国外で同等と認められる建築物の設計実績も可とする。）。

(a) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館

(b) 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）に規定する国立国会図書館

- (c) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学の図書館
 - (d) 国又は地方公共団体が発注した美術館、博物館及び公文書館
 - (e) 国又は地方公共団体が発注した公共建築物
- (ウ) 単体企業で参加する場合は自社の社員、設計共同体で参加する場合は代表構成員の社員とし、本プロポーザルの公告日において 3 ヶ月以上継続した直接雇用関係があること。
- イ 建築設計主任技術者
- (ア) 一級建築士であること。
 - (イ) 以下の建築物に関する業務を建築設計統括技術者（管理技術者）又は建築設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること（前所属企業での経歴を含む。）。
 - a 平成 18 年 4 月 1 日から公告日の前日までの間に、以下の(a)から(d)のいずれかの建築物（複合用途建築物含む。）の新築の基本又は実施設計業務を完了した実績を有し、かつ、(e)の建築物の新築の基本又は実施設計業務を完了した実績を有すること（(a)から(d)が国又は地方公共団体が発注した建築物の場合は(e)の要件を兼ねることができる。国外で同等と認められる建築物の設計実績も可とする。）。
 - (a) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (b) 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）に規定する国立国会図書館
 - (c) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学の図書館
 - (d) 国又は地方公共団体が発注した美術館、博物館及び公文書館
 - (e) 国又は地方公共団体が発注した公共建築物
 - (ウ) 単体企業で参加する場合は自社の社員、設計共同体で参加する場合は代表構成員又は構成員の社員とし、本プロポーザルの公告日において 3 ヶ月以上継続した直接雇用関係があること。
- ウ 構造設計主任技術者
- (ア) 構造設計一級建築士であること。
 - (イ) 以下の建築物に関する業務を構造設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること（前所属企業での経歴を含む。）。
 - a 平成 18 年 4 月 1 日から公告日の前日までの間に国又は地方公共団体が発注した公共建築物の新築の基本又は実施設計業務を完了した実績を有すること（国外で同等と認められる建築物の設計実績も可とする。）。
- エ 電気設備設計主任技術者
- (ア) 設備設計一級建築士又は建築設備士であること（電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者のどちらかを設備設計一級建築士とすること。）。
 - (イ) 以下の建築物に関する業務を電気設備設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること（前所属企業での経歴を含む。）。
 - a 平成 18 年 4 月 1 日から公告日の前日までの間に国又は地方公共団体が発注した公共建築物の新築の基本又は実施設計業務を完了した実績を有すること（国外で同等と認められる建築物の設計実績も可とする。）。
- オ 機械設備設計主任技術者
- (ア) 設備設計一級建築士又は建築設備士であること（電気設備設計主任技術者と機械設備

設計主任技術者のどちらかを設備設計一級建築士とすること。)

(イ) 以下の建築物に関する業務を機械設備設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること（前所属企業での経歴を含む。）。

a 平成18年4月1日から公告日の前日までの間に国又は地方公共団体が発注した公共建築物の新築の基本又は実施設計業務を完了した実績を有すること（国外で同等と認められる建築物の設計実績も可とする。）。

カ コスト管理主任技術者

(ア) a、b のいずれかの資格を有すること。

a 公益社団法人日本建築積算協会が認定する建築コスト管理士

b 公益社団法人日本建築積算協会が認定する建築積算士

(イ) 以下の建築物に関する業務をコスト管理主任技術者として、業務完了した実績を有すること（前所属企業での経歴を含む。）。

a 平成18年4月1日から公告日の前日までの間に国又は地方公共団体が発注した公共建築物の新築の基本又は実施設計業務を完了した実績を有すること（国外で同等と認められる建築物の設計実績も可とする。）。

※ 「建築設計統括技術者（管理技術者）」とは、本プロポーザル全般の管理及び統括を行う者をいい、主任技術者とは、各担当業務分野の主要な設計業務を行う者をいう。なお、履行期間を通じて、本県職員との打合せや日常的な連絡調整は、上記の建築設計統括技術者（管理技術者）及び各主任技術者で行うこととする。急を要する確認事項等にも迅速に対応可能な者を配置すること。

配置予定技術者の所属条件については、下記表を参照すること。

配置予定技術者の所属条件

配置予定技術者	単体企業		設計共同体		
	単体企業	協力会社	代表構成員	構成員	協力会社
建築設計統括技術者（管理技術者）	◎	—	◎	—	—
建築設計主任技術者	◎	—	○	○	—
構造設計主任技術者	○	○	○	○	○
電気設備設計主任技術者	○	○	○	○	○
機械設備設計主任技術者	○	○	○	○	○
コスト管理主任技術者	○	○	○	○	○

◎：特定の企業等に所属 ○：いずれかに所属

(7) 設計共同体

設計共同体を結成して提案する場合は、次の要件を満たしていること。

ア 自主的に結成された設計共同体であること。

イ 構成員数は、3者以下であること。

- ウ 代表構成員は、本要領 3(1)から(5)に掲げる要件をすべて満たしていること。
- エ その他の構成員は、本要領 3(2)から(5)に掲げる要件をすべて満たしていること。
- オ いずれの構成員も、単体企業又は他の設計共同体の代表構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- カ いずれの構成員も、本プロポーザルに参加する他の設計共同体の構成員又は協力会社を兼ねていないこと。
- キ 各構成員の出資比率は、10%以上であること。また、代表構成員の出資比率は最大であること。

(8) 協力会社

協力会社を配置する場合は、次の要件を満たしていること。

- ア 協力会社は、本要領 3(3)及び(5)に掲げる要件をすべて満たしていること。また、以下のいずれかに該当する者を協力会社とすることはできない。
 - (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- イ 単体企業又は他の設計共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- ~~ウ 協力会社の者が配置予定技術者となる場合は、他の参加者の配置予定技術者となることは可能とするが、最大 3 者までとする。~~

(9) その他の留意事項

- ア 以下の参加者は本プロポーザルの参加資格を喪失する。
 - (ア) 各参加者の提案数が 1 点を超えた場合。
- イ 以下の企業は新県立中央図書館整備事業に係る建物本体の建設工事の受注資格を喪失する。
 - (ア) 本業務委託を受注した企業（設計共同体を結成した場合には代表構成員及び構成員）
 - (イ) 配置予定技術者が所属する協力会社
 - (ウ) 上記の(ア)及び(イ)と資本金面・人事面において関連があると認められた企業
 - a 資本金面において関連がある者
 - 以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - (a) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - b 人事面において関連がある者
 - 以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - (a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - (c) 一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

※ 「役員」とは、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。

4 質問及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、技術提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

ア 質問書 （様式1）を使用すること。

イ 提出期間

質問書 令和3年10月4日（月）から令和3年10月15日（金）午後5時まで

ウ 提出先 本要領17に掲げる担当課

エ 提出方法 電子メールで提出すると共に、原本を持参、郵送又は宅配便にて提出すること（いずれの方法でも提出期間内必着）。持参による場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、以下の期日までに、静岡県ホームページに掲載する。

質問回答期限日 令和3年10月29日（金）

「ホーム」・「『県の組織・関係機関へのリンク』フレーム内の『静岡県教育委員会』」
 ・「社会教育」・「新県立中央図書館整備」・「新県立中央図書館整備事業設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/sintosyokan/architecture.html>

5 参加表明書等の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各1部と、電子データ（PDF形式）にてCD-R又はDVD-Rに保存し2部提出すること。

提出書類	様式等	参加資格を証する書類
参加表明書	様式2	・入札参加資格認定通知書の写し ・建築士事務所登録証明書の写し
会社概要	様式自由 (会社パンフレット等(代表構成員及び構成員共))	—
配置予定技術者調査書	様式3-1～3-6	・記載業務に従事した証明となる資料の写し ・本プロポーザルに関連する保有資格を証する資料の写し

協力会社調書 (必要に応じて)	様式 4	・ 協力会社に関する会社概要
設計共同体協定書 提出届	様式 5	・ 出資比率の確認ができる資料の 写し
委任状	様式 6	—

※設計共同体を結成する場合のみ様式 5 と様式 6 を提出すること。

(2) 提出方法

提出については、参加資格を証する書類を準備するために時間を要することを考慮し、下記ア、イのとおり参加表明書等と参加資格を証する書類の提出期間をそれぞれ別に定めているので注意すること。

なお、参加要件審査結果は、必要書類全ての提出があったものから随時、審査の上、通知するため、参加表明書等の提出に合わせて全ての書類を、下記ア(ア)の提出期間までに提出しても差しつかえない。

ア 参加表明書等 (様式 2～6 のみ)

(ア) 提出期間 本プロポーザルの公告日から令和 3 年 11 月 5 日 (金) 午後 5 時まで

(イ) 提出先 本要領 17 に掲げる担当課

(ウ) 提出方法 持参、郵送又は宅配便 (いずれの方法でも提出期間内必着)

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 参加資格を証する書類 (入札参加資格認定通知書の写しを除く。)

(ア) 提出期間 本プロポーザルの公告日から令和 3 年 11 月 19 日 (金) 午後 5 時まで

(イ) 提出先 本要領 17 に掲げる担当課

(ウ) 提出方法 持参、郵送又は宅配便 (いずれの方法でも提出期間内必着)

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

ウ 参加資格を証する書類のうち入札参加資格認定通知書の写し

(ア) 提出期間 本プロポーザルの公告日から令和 4 年 1 月 17 日 (月) 午後 5 時まで

(イ) 提出先 本要領 17 に掲げる担当課

(ウ) 提出方法 持参、郵送又は宅配便 (いずれの方法でも提出期間内必着)

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び令和 3 年 12 月 29 日 (水) から令和 4 年 1 月 3 日 (月) を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(3) 配置予定技術者調書

本要領 3(6)ア～カに示す条件をそれぞれ該当する技術者の業務実績について、1 件 (本要領 3(6)ア(イ)a(e)及び本要領 3(6)イ(イ)a(e)の施設を実績とする場合は 2 件) 記載すること。

(4) 参加者番号の通知

参加表明書を提出した参加者には、本要領 17 に掲げる担当課より、参加者番号を通知する。

(5) 注意事項

- ア 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。
- イ 質問に対する回答を確認のうえ、提出すること。
- ウ 提出期限後の差替え、再提出は認めない。
- エ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 17）を提出すること。

6 技術提案書（1次）等の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各部数と、電子データ（PDF形式）にてCD-R又はDVD-Rに保存し2部提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
技術提案提出書	様式 7	1 部
技術提案書（表紙）	様式 8（A 3 片面）	12 部
技術提案書（1次）	様式 9（A 3 片面）	12 部
実施方針書【コスト管理】	様式 10（A 3 片面）	12 部
技術提案階別面積表	様式 11（A 4 片面）	12 部
プロポーザル作品集掲載意向調書（1次）	様式 18（A 4 片面）	1 部

(2) 業務の実施方針、技術提案の内容

業務の実施方針書、技術提案書は要求水準書を指針とし、以下のテーマについて簡潔に記載すること。

なお、実施方針書及び技術提案書等の記載内容を参加者の独創性、的確性、実現性の観点から評価するが、本プロポーザルにより特定した受注候補者の提案内容をすべて実施することを保証するものではない。

ア 技術提案書（表紙）（様式 8）

テーマ 1 における外観パースを掲載するとともに、提案施設全体のコンセプトを明記する。	A 3 1 枚 (片面)
---	-----------------

イ 技術提案書（1次）（様式 9）

テーマ 1 景観構成の一部となる計画地にふさわしい外観デザイン 計画地は、東静岡駅前南口広場に隣接した東静岡地区の中心に位置しており、東側には、この地域のランドマークとなっているグランシップが建っている。 東静岡地区は、地区計画、景観計画重点地区が定められ、周辺には高層マンションや商業施設が建設されてきたもの、本計画地は、具体的な活用が果たされないまま、今なおグランシップの暫定駐車場用	A 3 1 枚 (片面)
--	-----------------

地となっている。平成 26 年度に「“ふじのくに”の「文化力」を活かした地域づくり基本構想」が定められ、東静岡駅周辺地区は日本平から三保の松原に至る地域の玄関口として「文化とスポーツの殿堂」として位置付けられた。

今回のプロジェクトは、位置付け後、初めての大型公共プロジェクトであり、当該地区を再定義する起爆剤としての役割を期待されており、当該地区の景観構成の一部として、計画地にふさわしい外観デザインに関する提案を求める。

2 新県立中央図書館整備計画に基づく新しい図書館像

静岡県立中央図書館は、県内唯一の県立図書館として、市町立図書館との役割分担のもと、その役割を堅実に果たしてきた。今回、全館移転整備にあたり、県民の知のインフラとして従来の機能を大幅に拡充するとともに、未来につながる新しいタイプの図書館としての機能を加えてこれからの時代に対応した総合図書館となることを目指している。

これまで検討を重ねてきた、新県立中央図書館の基本構想、基本計画、整備計画を踏まえ、県民の生涯学習・読書活動の拠点としての機能を果たしつつ、学び、交流、創出につながる機能を兼ね備えた新しい図書館の姿について提案を求める。

ウ 実施方針書【コスト管理】(様式 10)

<p>以下の内容についての提案を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計業務時におけるコスト管理体制及び方針 ・提案施設の想定する仕様概要(構造種別、外装仕様などコスト管理上、重点的に管理すべきと考える仕様項目についての概要) 	<p>A 3 1枚 (片面)</p>
---	------------------------

エ 技術提案階別面積表(様式 11)

<p>提案する施設で想定される階別及びスペース別面積を記載する。</p> <p>なお、本プロポーザルで提出する面積表は、提案された計画を要求水準書と比較し、技術提案書(1次)を審査する上での補足資料とし、設計業務において制約するものではない。</p>	<p>A 4 1枚 (片面)</p>
---	------------------------

(3) 提出方法

- ア 提出期間 令和 3 年 11 月 15 日(月)から令和 3 年 11 月 19 日(金)午後 5 時まで
- イ 提出先 本要領 17 に掲げる担当課
- ウ 提出方法 持参、郵送又は宅配便(いずれの方法でも提出期間内必着)
持参による場合の受付期間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
提出書類は折らずに提出すること。

(4) 注意事項

- ア 各参加者の提案数は1点のみとする。
- イ 提出書類は、日本語で作成すること。
- ウ 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- エ 説明に用いる文字の大きさは10.5ポイントを最小とすること。
- オ 質問に対する回答を確認のうえ、提出すること。
- カ 提出期限後の差替え、再提出は認めない。
- キ 技術提案書（1次）、実施方針書【コスト管理】及び技術提案階別面積表には参加者が判別できるような記載（会社名、部署名、ロゴ、イニシャル、施設名称、写真等）をせず、参加者番号を記載すること。

7 技術提案書（2次）等の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各部数と、電子データ（PDF形式）にてCD-R又はDVD-Rに保存し2部提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
技術提案提出書	様式7	1部
実施方針書	様式12（A3片面）	12部 様式13, 11, 14とステープラ留め
技術提案書（2次）	様式13（A3片面）	12部
技術提案階別面積表	様式11（A4片面）	12部
技術提案用途別面積表（2次）	様式14（A3片面）	12部
見積書	様式16（A4片面）	1部（内訳書は任意様式とする。）
プロポーザル作品集掲載意向調書（2次）	様式18（A4片面）	1部

(2) 業務の実施方針、技術提案の内容

業務の実施方針書、技術提案書は、要求水準書を指針とするとともに、特に目標工事費に留意して以下のテーマについて記載すること。

なお、実施方針書及び技術提案書等の記載内容を、参加者の実現性、的確性、独創性の観点から評価するが、本プロポーザルにより特定した受注候補者の提案内容をすべて実施することを保証するものではない。

ア 実施方針書（様式12）

新県立中央図書館整備に対して、どの様に理解し、取り組むのかを示すとともに、取組体制、コスト管理体制、設計工程及び事業全体工期についての考え方について提案を求める。	A3 1枚 (片面)
---	---------------

イ 技術提案書（2次）（様式13）

<p>評価テーマ1 県民の誇りとなる外観・内観デザイン</p> <p>新県立中央図書館は、今後の長きにわたり県民の生涯学習や読書活動の拠点となり、これらの活動を通じた交流の場として活用されることを期待している。</p> <p>この地に県立中央図書館があることが、県民の誇りとなり、学習や活動意欲を呼び起こすようなワクワク感を生じさせる施設となることを目指している。</p> <p>これらを実現するために、一次提案におけるテーマ1の提案を踏まえ、県民の誇りとなる外観・内観デザインの提案を求める。</p>	<p>A3 1枚 (片面)</p>
<p>評価テーマ2 21世紀の知の発信拠点となる図書館計画</p> <p>現在、少子化による人口減少や高齢化が進むとともに、急速に社会の情報化が進んでいる。また、コロナ禍の経験は社会のあり方に大きな変容をもたらしつつある。新県立中央図書館は、今後100年にわたり活用され続ける図書館である。これまでの図書館の概念にとどまることなく、様々な情報資源の拠点となり、課題解決を支えるとともに、人々の交流や活動を支え、新たな居場所となることなど、新しい時代にあった図書館を実現していく必要がある。</p> <p>一次提案におけるテーマ2の提案を踏まえ、21世紀の知の発信拠点にふさわしい新しい静岡県立中央図書館の提案を求める。</p>	<p>A3 1枚 (片面)</p>
<p>評価テーマ3 県民にやさしく、使い勝手のよい施設計画</p> <p>ユニバーサルデザインの理念に基づき、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが利用しやすい施設を実現するため、合理的な設備機器の選定・配置やサイン計画等も含めた施設全体にわたってトータルコーディネートされた県民にやさしい施設計画の提案を求める。</p> <p>また、資料の劣化に配慮しつつ、利用者が落ち着いて読書できる快適な閲覧環境や、蔵書の長期保存に配慮した保管環境、施設運営者が無駄のない動線で効率良くサービスが提供できる諸室の配置など、使い勝手の良い施設計画の提案を求める。</p>	<p>A3 1枚 (片面)</p>
<p>評価テーマ4 脱炭素社会の実現に向けた環境にやさしい施設計画</p> <p>2050年カーボンニュートラル社会を見据え、時代の変化に対応できる脱炭素技術を備えた施設の提案を求める。</p> <p>また、自然が豊かで、気候が温暖な本県の特徴を活かし、施設の建設・維持管理・運営において、再生可能エネルギーの活用、省エネルギー機</p>	

<p>器の採用、県産木材の利活用など持続可能性に配慮した自然環境にやさしい施設となるよう工夫された提案を求める。</p>	
<p>評価テーマ5 概算工事費の合理性と設計時における建設コストの管理</p> <p>提案する計画が要求水準書に示す目標工事費に見合った提案であることをどのように検証しているのか、概算工事費内訳書（公共建築工事内訳書標準書式による科目別内訳書まで）により示すとともに、コスト変動要因として注目すべきポイントや工事費を抑制する為の工夫など概算工事費を算出する際の考え方について提案を求める。</p> <p>また、今後、設計業務を進めていく上で、コスト変動要因となり得るリスクをどのように把握して管理し、目標工事費の範囲内で設計をまとめていこうとしているのか、その考え方及び手法について具体的な提案を求める。</p>	<p>A3 1枚 (片面)</p>

ウ 技術提案階別面積表（様式11）

<p>提案する施設で想定される階別及びスペース別面積を記載する。</p> <p>なお、本プロポーザルで提出する面積表は、提案された計画を要求水準書と比較し、技術提案書（2次）を審査する上での補足資料とし、設計業務において制約するものではない。</p>	<p>A4 1枚 (片面)</p>
---	------------------------

エ 技術提案用途別面積表（2次）（様式14）

<p>提案する施設で想定される用途別面積を記載するとともに、その根拠となる平面図を記載する。</p> <p>なお、本プロポーザルで提出する面積表、平面図は、提案された計画を要求水準書と比較し、技術提案書（2次）を審査する上での補足資料とし、設計業務において制約するものではない。</p>	<p>A3 1枚 (片面)</p>
---	------------------------

(3) 提出方法

- ア 提出期間 令和4年2月2日（水）から令和4年2月8日（火）午後5時まで
- イ 提出先 本要領17に掲げる担当課
- ウ 提出方法 持参、郵送又は宅配便（いずれの方法でも提出期間内必着）
持参による場合の受付期間は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで
提出書類は折らずに提出すること。

(4) 注意事項

- ア 各参加者の提案数は1点のみとする。
- イ 提出書類は、日本語で作成すること。
- ウ 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- エ 説明に用いる文字の大きさは10.5ポイントを最小とすること。

- オ 質問に対する回答を確認のうえ、提出すること。
- カ 提出期限後の差替え、再提出は認めない。
- キ 技術提案書（2次）、実施方針書、技術提案階別面積表及び技術提案用途別面積表（2次）には参加者が判別できるような記載（会社名、部署名、ロゴ、イニシャル、施設名称、写真等）をせず、参加者番号を記載すること。

8 審査方法

(1) 審査体制

ア 審査委員会

審査委員会は次の表に掲げる委員で構成し、技術提案書等の評価と選定及び特定を行う。

分野	区分	氏名	所属・職名
建築	委員長	長谷川 逸子	長谷川逸子・建築計画工房（株）代表取締役
	副委員長	北山 恒	横浜国立大学 名誉教授
	委員	千葉 学	東京大学大学院工学系研究科 教授
	委員	貝島 桃代	スイス連邦工科大学チューリッヒ校 教授
図書館等	委員	古瀬 敏	静岡文化芸術大学 名誉教授
	委員	岡本 真	アカデミック・リソース・ガイド（株）代表取締役
	委員	是住 久美子	田原市図書館 館長
	委員	難波 喬司	静岡県副知事

イ 事務局等

(ア) 事務局

静岡県教育委員会社会教育課新図書館整備室

(イ) 事業アドバイザー

東北大学大学院工学研究科 教授 小野田 泰明

(ウ) 発注支援事業者

明豊ファシリティワークス株式会社

(2) 参加要件審査

県は「参加表明書」の提出者のうち参加資格を証する書面の提出があった者から随時審査し、その結果を参加表明書提出者に参加要件審査結果通知書により通知する。ただし、参加資格を証する書面の提出時点において有効な入札参加資格認定通知書の写しを添付できない者に対しては、提出期限内に当該写しの提出を条件として結果を通知する。

(3) 1次審査

審査委員会は1次審査で提出された「技術提案書（1次）」及び「実施方針書【コスト管理】」を、別に定める「新県立中央図書館整備事業設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価要領（以下、「評価要領」という。）」に基づき評価し、5提案程度を選定し、選定結果を県に報告する。

審査委員会からの報告を受けた県は、1次審査対象者に選定結果通知書により通知するとともに、選定された提案書を提出した者（以下、「1次審査通過者」という。）で参加要件を

具備した者に対して、技術提案書（２次）等の提出とプレゼンテーション及びヒアリングの参加を要請する。

(4) １次審査における付帯質疑

ア 目的

１次審査において選定された提案書について、審査結果を踏まえ、技術提案書（２次）等で求める内容の精度を向上させることを目的に付帯質疑を行う。

イ 実施方法

(ア) 審査委員会は１次審査において選定された提案書について、審査結果を踏まえた付帯質疑を事務局に報告する。併せてその内容における公表の可否について審議する。

(イ) 事務局は審査委員会から報告を受けた内容を１次審査通過者に対し通知する。併せて審査委員会でその内容が公表すべきものと判断されたものについては、１次審査通過者全員に対し、通知する。

(ウ) 付帯質疑に対する回答は、回答書（様式 15（A4 版横向き））に記載し、１項目につき１枚にまとめ、技術提案書（２次）等の提出に合わせ提出する。

ウ 回答書の作成方法

(ア) 回答書は、技術提案書等の内容を補足するものであり、文章だけでなく、図、表などによる説明も可とするが、技術提案書（１次）等と一貫した内容とすること。

(イ) 日本語で作成すること。

(ウ) 説明に用いる文字の大きさは 10.5 ポイントを最小とすること。

(エ) 提出期限後の差替え、再提出は認めない。

(オ) 様式には参加者が判別できるような記載（会社名、部署名、ロゴ、イニシャル、施設名称、写真等）をせず、参加者番号を記載すること。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）

ア 事務局はプレゼンテーション及びヒアリングの当日に、技術提案書（２次）とその参加者名を公表するものとする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングは、原則公開で開催する。詳細な日時、場所、方法については別途通知する。また、実施順は県が無作為に決定するものとする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は 6 人以内とし、本プロポーザルの配置予定技術者に限る。主たる説明は、建築設計統括技術者又は建築設計主任技術者が行うものとする。なお、PC 等の専属操作員も出席者に含めるものとする。

エ 使用する説明資料は、提出された実施方針書及び技術提案書（２次）に基づき行うものとし、新たな説明資料を追加することはできない。

オ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染対策としてプレゼンテーション及びヒアリングをWEB会議方式で実施する場合がある。

(6) ２次審査

審査委員会は２次審査で提出された技術提案書（２次）等とプレゼンテーション及びヒアリングについて、評価要領に基づき評価し、最も優れた技術提案書（２次）等と次順位の技術提案書（２次）等を特定し、特定結果を県に報告する。

(7) 評価項目等

別に定める評価要領による。

9 受注候補者及び次点者の特定

(1) 受注候補者及び次点者の特定

県は、本要領 8(6)により審査委員会から報告された特定結果を基に、最も優れた技術提案書（2次）等を提出した者を受注候補者、次順位の技術提案書（2次）等を提出した者を次点者として特定する。

ただし、評価点の合計が 50 点未満である参加者は、受注候補者及び次点者として特定しない。

また、本要領 3 に示す参加要件を満たす参加者が 1 者であった場合でも本プロポーザルは成立するものとするが、当該参加者の評価点の合計が 50 点未満となる場合や、参加要件を満たす参加者が無い場合は受注候補者を特定しない。

(2) 結果の通知

受注候補者、次点者及び特定しなかった者に対し結果通知書により通知するものとする。

(3) 結果の公表

(1)により受注候補者として特定した後に受注候補者、次点者及び特定されなかった者を公表するものとする。

10 非選定又は非特定理由の説明に関する事項

(1) 非選定又は非特定理由の説明請求

本要領 8(3)及び 9(2)により選定又は特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、次により非選定又は非特定理由について説明請求書を提出し説明を求めることができる。

ア 説明請求書の様式は自由とするが、A 4 版縦長で作成すること。

イ 提出先 本要領 17 に掲げる担当課

ウ 提出方法 持参、郵送又は宅配便、若しくは電子メール（いずれの方法でも提出期間内）

エ 県は、ウの回答内容を審査委員会に報告するものとする。

(2) 非選定又は非特定理由の説明請求に対する回答

非選定又は非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により行う。

11 技術提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された技術提案書等は無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。また、契約締結までの手続期間中に県の入札参加資格の指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。

(1) 期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載又は重大な不備があった場合

(3) 本プロポーザルの公告以後、参加者が個別に審査委員、事業アドバイザー及び発注支援業者と接触を持つことなど、審査の公平性を害する行為があった場合

- (4) 本要領3に示す参加要件を欠くことになった場合
- (5) 履行が困難と認められるに至った場合
- (6) 参加者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合
- (7) 業務参考見積額が契約限度額を超過している場合
- (8) その他審査委員会で本プロポーザルの遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

12 実施要領等資料の交付

静岡県ホームページより(1)及び(2)をダウンロードすること。

「ホーム」▶『県の組織・関係機関へのリンク』フレーム内の『静岡県教育委員会』▶「社会教育」▶「新県立中央図書館整備」▶「新県立中央図書館整備事業設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/sintosyokan/architecture.html>

(1) 実施要領等

- ア 新県立中央図書館整備事業設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- イ 新県立中央図書館整備事業設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価要領
- ウ 新県立中央図書館整備事業設計業務要求水準書
- エ 様式1～18

(2) その他（参考資料）

- ア 図書館関係
 - (ア) 新県立中央図書館基本構想
 - (イ) 新県立中央図書館基本計画
 - (ウ) 新県立中央図書館整備計画
 - (エ) 新県立中央図書館管理運営計画
- イ 東静岡地区関係
 - “ふじのくに”の「文化力」を活かした地域づくり基本構想

13 契約手続き等

(1) 受注候補者との協議

県は受注候補者と協議し、提案内容を反映した特記仕様書を作成の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

なお、受注候補者と協議が整わない場合、又は受注候補者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次点者を受注候補者として特定し協議するものとする。

14 プロポーザル作品集

- (1) 本プロポーザル終了後、作品集を作成するとともに、作品集のデジタルデータをホームページに公開するものとする。
- (2) 参加表明書提出者はプロポーザル作品集掲載意向調書（様式18）に必要事項を記入し、技術提案書（1次）等の提出時に合わせて提出すること。
- (3) 1次審査通過者はプロポーザル作品集掲載意向調書（様式18）に必要事項を記入し、技術

提案書（２次）等の提出時に合わせて提出すること。

15 説明会

事業説明会は行わない。

なお、希望者に対し、現県立中央図書館の業務を紹介する見学会を行う。詳細はホームページにて掲載する。

16 その他留意事項

(1) 提出書類の作成、提出及びヒアリングの実施等、本プロポーザルへの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。

なお、県から技術提案書（２次）等の提出とプレゼンテーション及びヒアリングの参加を要請され、プレゼンテーション及びヒアリングを行った者のうち、本県と契約を締結した提案者以外の提案者（失格となった者を除く。）に対し報償として1者当たり50万円を支払う。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。

(4) 受注候補者の技術提案書の全部又は一部を静岡県ホームページ等で公開する場合がある。

(5) 提出された書類は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。

また、技術提案書の著作権は提出した参加者に帰属するが、静岡県が本プロポーザルの実施に必要と認めるときは、技術提案書を静岡県が利用（必要な改変を含む。）及び公開することに許諾するものとする。

(6) 提出された書類は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出期限内に提出すること。

(7) 技術提案書に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて参加者が負うものとする。

(8) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、当該提出書類を無効とするとともに、参加者に対して県の入札参加資格の指名停止を行うことがある。

(9) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式17）を提出すること。

(10) 様式3-1～6に記載した配置予定技術者は、特別の理由により県がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(11) 提出書類は静岡県情報公開条例（平成12年10月27日静岡県条例第58号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。

ただし、設計業務に係る委託契約が締結されるまでは、同条例第7条第1項(6)イの規定により、開示の対象としない。

(12) 審査結果等は、説明請求以外での電話やメール等の問い合わせには応じない。

(13) 本プロポーザルの参加者のうち、設計業務委託を受託した企業以外の設計共同体については、設計業務に係る委託契約が締結された日に解散できるものとする。

- (14) 設計業務の委託契約の相手方が設計共同体となった場合、設計業務の委託契約の完了後3ヶ月を経過する日まで当該設計共同体を存続するものとする。
- (15) 本プロポーザルで示す契約限度額は、この業務の契約締結に係る予定価格ではない。
- (16) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (17) 本プロポーザルは「静岡県財務規則」及び「新県立中央図書館整備事業設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱」に定めるところによる。
- (18) 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
本プロポーザルの公告	令和3年10月1日(金)
本実施要領及び資料の交付開始	令和3年10月1日(金)
質問書の受付(質問受付)	令和3年10月4日(月)から 令和3年10月15日(金)まで
質問書の回答期限	令和3年10月29日(金)
参加表明書の提出期限	令和3年11月5日(金)
技術提案提出書(1次)等の受付	令和3年11月15日(月)から 令和3年11月19日(金)まで
参加資格を証する書類(入札参加資格認定通知書の写し以外)の提出期限	令和3年11月19日(金)
1次審査(技術提案書(1次)等の審査)	令和3年12月2日(木)
1次審査結果通知	令和3年12月3日(金)(予定)
参加要件審査結果の通知	令和3年12月3日(金)まで
1次審査における付帯質疑	令和3年12月20日(月)(予定)
参加資格を証する書類(入札参加資格認定通知書の写し)の提出期限	令和4年1月17日(月)
技術提案書(2次)等の提出依頼とプレゼンテーション及びヒアリングの参加要請通知	令和4年1月20日(木)
技術提案提出書(2次)等の受付	令和4年2月2日(水)から 令和4年2月8日(火)まで
2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和4年2月19日(土)
2次審査結果の通知	令和4年2月下旬
審査結果の公表	令和4年3月中旬
受注候補者との協議	令和4年3月中旬
契約	令和4年3月下旬

17 担当課

静岡県教育委員会 社会教育課 新図書館整備室 施設整備班

〒420 - 8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 西館8階

T E L : 054 - 221 - 3676

F A X : 054 - 221 - 3362

E-mail : new_lib@pref.shizuoka.lg.jp

18 Outline

(1) Name of Operation

Subcontract for Design of the New Shizuoka Prefectural Central Library

(2) Due date for submission of Participation Announcement

No later than 5:00 p.m. on 5 November, 2021

(3) Due date for submission of Technological Proposal(1st)

No later than 5:00 p.m. on 19 November, 2021

(4) Due date for submission of Technological Proposal(2nd)

No later than 5:00 p.m. on 8 February, 2022

(5) Contact point for documentation related to the proposal

New Shizuoka Prefectural Central Library Building Project Preparation Office

9-6, Outemachi, Aoi-ward, Shizuoka city, Shizuoka-prefectural

Postal code;420-8601

TEL;+81-54-221-3676

FAX;+81-54-221-3362

E-mail; new_lib@pref.shizuoka.lg.jp